

広島製産品（建設資材）の募集案内

1 事業内容及び目的

広島市が発注する公共工事で広島製産品（建設資材）の使用を促進するため、広島製産品（建設資材）及びその活用事例を募集し、広島市ホームページで紹介します。

2 対象となる広島製産品

次のいずれかに該当する建設資材を対象とします。

- ① 広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材（直営工場の所在地は問いません。）
- ② 広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材

※但し、建設リサイクル資材は対象外です。

3 ホームページに掲載する内容

- ① 広島製産品一覧
製品名、会社名、工場所在地等を掲載します。
- ② 広島製産品活用事例
広島製産品を活用した事例を掲載します。

4 応募方法

応募にあたっては、下記の様式に必要事項を記入の上、技術管理課へ電子ファイルを送信するとともに、郵送（持参可）により様式（紙媒体）と製品名、製品仕様、企業情報等、応募内容が確認できるもの（カタログやパンフレット等）を提出してください。なお、様式については広島市ホームページ（事業者→入札・契約→公共事業の情報化と技術管理（技術管理課））にあるファイルをダウンロードしてください。

様式1：広島製産品・活用事例掲載申込書（必須）

様式2：広島製産品製造会社情報（必須）

様式3：広島製産品活用事例（任意）

応募書類は原則として返却しませんので、あらかじめご了承ください。

5 審査

応募のあった建設資材について、広島製産品に該当するかや製品仕様等、技術管理課で審査します。

なお、必要に応じてヒアリングや応募書類の修正等をお願いすることがあります。

6 ホームページへの掲載時期

毎年3月・6月・9月・12月に更新します。

原則として、掲載月の前々月末日までに応募があり、審査の結果、広島製産品として認められたものを掲載します。

7 情報の変更・取消

応募者は、申込書の内容に変更が生じた場合や事情により取消す場合は、すみやかに変更または取消の手続きを行ってください。

尚、虚偽の申込等、広島製産品として不適格なものが判明した場合、市において掲載を取り消すことがあります。

8 掲載上の留意点

市がホームページに掲載する情報については、以下の点に留意してください。

- ・本市が発注する公共工事における広島製産品の使用を促進するために掲載するものであり、市が製品の品質や市発注工事への優先的使用等を保証するものではありません。
- ・広島製産品の情報に関する問い合わせ等は応募者が対応してください。

9 問い合わせ先

広島市都市整備局技術管理課

住所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2282（直通） F A X 082-504-2529

電子メール gikan@city.hiroshima.jp